

令和 6 年度新規・拡充（予定）事業一覧（障害福祉課分）

医療的ケア児等に関する事業のうち、令和 6 年度に新たに開始・拡充を予定している事業については以下のとおり。

なお、これらの事業は横須賀市議会の議決を経て実施が確定することになりませんが、令和 6 年 3 月 14 日現在、議決はおりていません。

そのため、記載の内容は変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

1 医療的ケア児在宅レスパイト事業	
目的	訪問看護師等が医療保険に基づく訪問看護の時間（1.5～2 時間）を超えて医療的ケア児のケアを行った場合に、訪問看護ステーション等に報酬等の一部を補助することで、在宅で生活する医療的ケア児の介助を行う家族の休息時間の確保や介護負担の軽減、きょうだい児と過ごす時間の創出等を図る。
開始時期	令和 6 年 4 月以降、体制が整い次第速やかに開始
利用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・家族が市に対し利用申請をし、市が決定通知をしたのち、市と協定を結んだ訪問看護ステーション等と家族とで利用契約を結び、サービス提供日や時間等を直接調整し利用する。 ・1 年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）内で 48 時間を利用限度とする（年度途中で申請をした場合はその月によって時間数を減算）。 ・1 日に 1 回を利用限度とし、1 回あたりの利用時間は 1 時間以上 4 時間以内（30 分単位）とする。 ・医療保険による訪問看護の時間と連続して利用することを想定しているが、特別な事情がある場合はその限りではない。 ・看護師等の派遣経費は 30 分あたり 4,500 円とする。 ・原則として利用者負担はないものとするが、交通費等の実費やキャンセル料については自己負担となる。 ・訪問看護ステーションは毎月実施状況の報告と請求を市に行い、これに基づいて市は訪問看護ステーション等に報酬を支払う。

2 障害児等メディカルショートステイ運営事業	
目的	日常的に医療的ケアを必要とし、在宅で生活している重症心身障害児等が、介護を行う家族の休息や冠婚葬祭への出席等により、一時的に在宅での生活が困難になった場合に、協力医療機関に短期入院できる体制を整えることで、地域で安心して生活できるようにする。
対象者	<p>(1) 横須賀市在住の重症心身障害児または高度な医療的ケアを必要とする児であること（原則として18歳未満）。</p> <p>(2) 常時医学的管理（人工呼吸器、気管切開、経管栄養など）を必要とする方であること。</p> <p>(3) 満床等の理由で医療型短期入所が利用できないこと。</p>
開始時期	令和6年4月1日
利用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・利用を希望する方は、必要な書類をそろえて県の障害福祉課に事前登録をする（1年更新）。 ・実際に利用する際は、利用者が申込書類を県の申請窓口に送り、それを受けて県が利用者の状態に応じて、自宅からのアクセス等を考慮して入院先の調整を行う（入院先の指定は不可）。なお、協力医療機関は非公表。 ・初めて利用する医療機関の場合は、事前に外来を受診していただき、その結果で利用の可否を調整する。 ・協力医療機関の空いているベッドを活用した事業のため、満床時には利用できないことがあるほか、発熱等、体調が安定していない場合は利用不可。 また、入院後に体調が悪化した場合は、メディカルショートは終了となり、一般入院への切替や他院への転院となる可能性がある。 ・入院時及び退院時の自宅と入院医療機関との移動は利用者側で行っていただく。 ・利用可能日数は1回あたり最長7日で、利用回数の上限はなし。 ・利用に関して県への支払いは発生しないが、入院は保険診療扱いとなるため、公費負担の対象外の場合は入院費の自己負担が発生するほか、保険適用外の実費相当費用や入院時食事代は利用者負担となり、入院した医療機関から請求される。

3 日常生活用具の給付対象品目に人工呼吸器等用非常用電源装置等を追加			
目的	在宅で生命・身体機能の維持に必要な電気式の医療機器を常時使用している障害のある方について、非常用電源装置等の購入の補助を行うことで、停電時でも医療機器を使用できる環境の整備を促進し、地域で安心して暮らすことができるようにする。		
開始時期	令和6年4月1日		
利用方法	・品目等の内容は以下のとおり。		
	種目	基準額	耐用年数
	正弦波インバーター発電機	120,000円	5年
	ポータブル電源（蓄電池）	60,000円	3年
	DC/ACインバーター（カーインバーター）	45,000円	5年
	<ul style="list-style-type: none"> ・給付を受ける前に申請が必要。また、事前に障害福祉課へ相談する。 ・身体障害者手帳もしくは特定医療費（指定難病）医療受給者証、業者の見積書、医師の意見書（診断書）、必要に応じて市民税の課税状況がわかる書類を用意し、障害福祉課の窓口申請する。 ・原則1割の自己負担があるが、世帯の市民税課税状況により負担額に上限あり。また、基準額を超えた額については自己負担が必要。 ・同じ品目について再度申請をする場合は、耐用年数を経過している必要がある。 		

その他、3月中に横須賀市役所分館1階の多目的トイレ2カ所中1カ所にユニバーサルシートを設置予定。